

式正の鎧について

304
100

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0^m 1 2 3 4

始



式正刀鑑

304

100



帝室博物館
學藝委員
關保之助氏述

式正の鑑

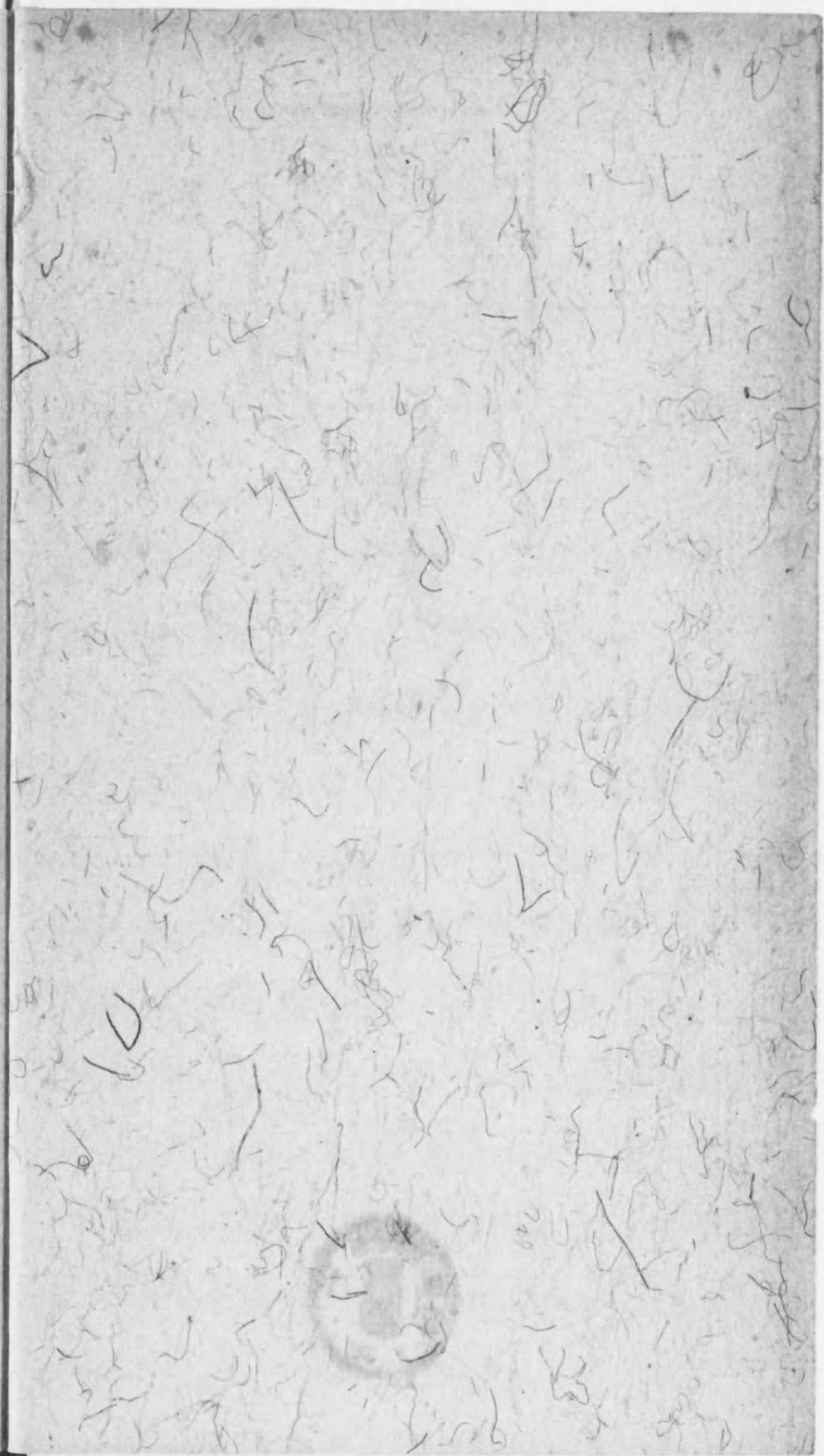
人文書院刊



平重盛所用

紺絲威大鎧

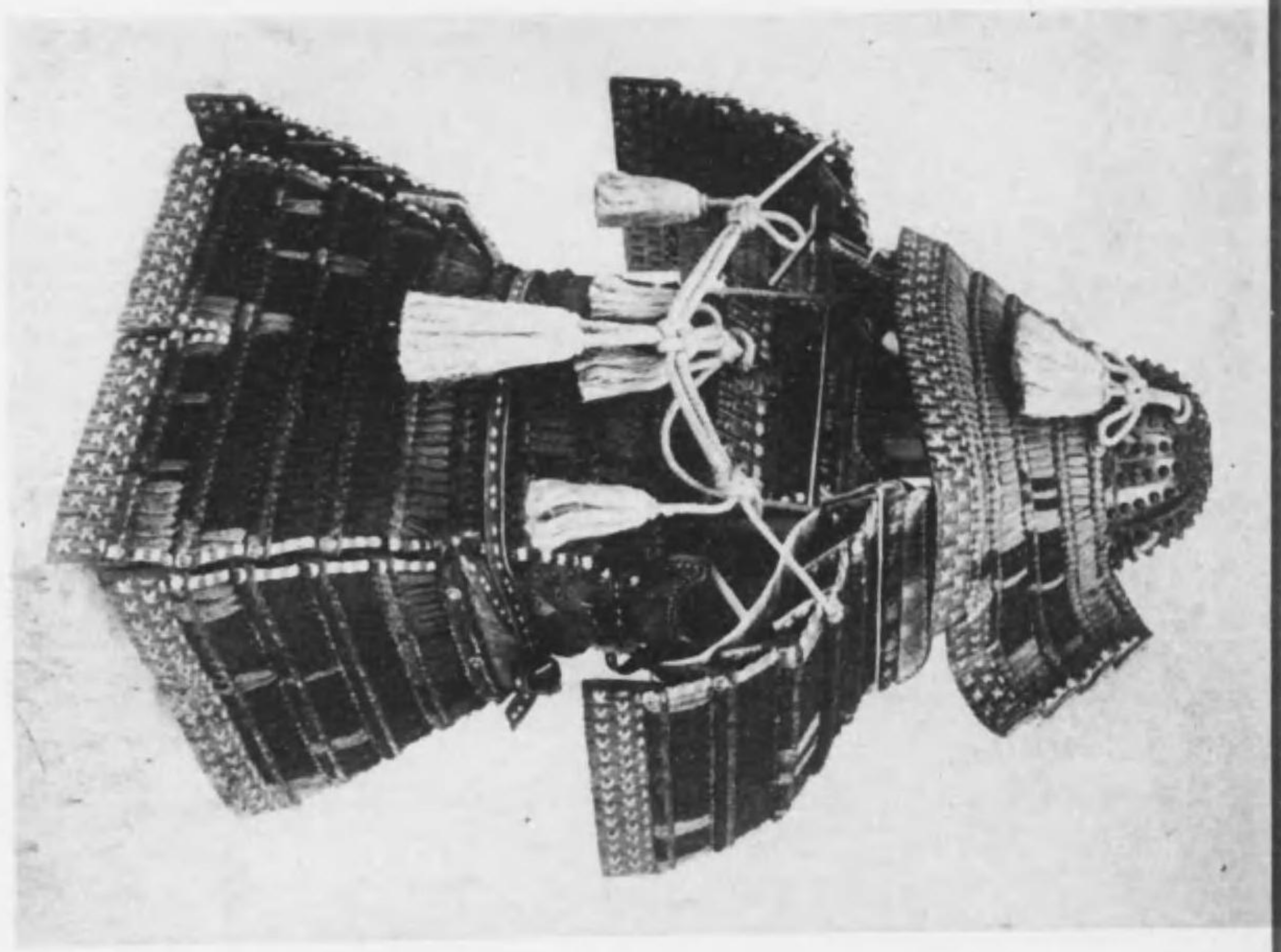
——嚴島神社藏——



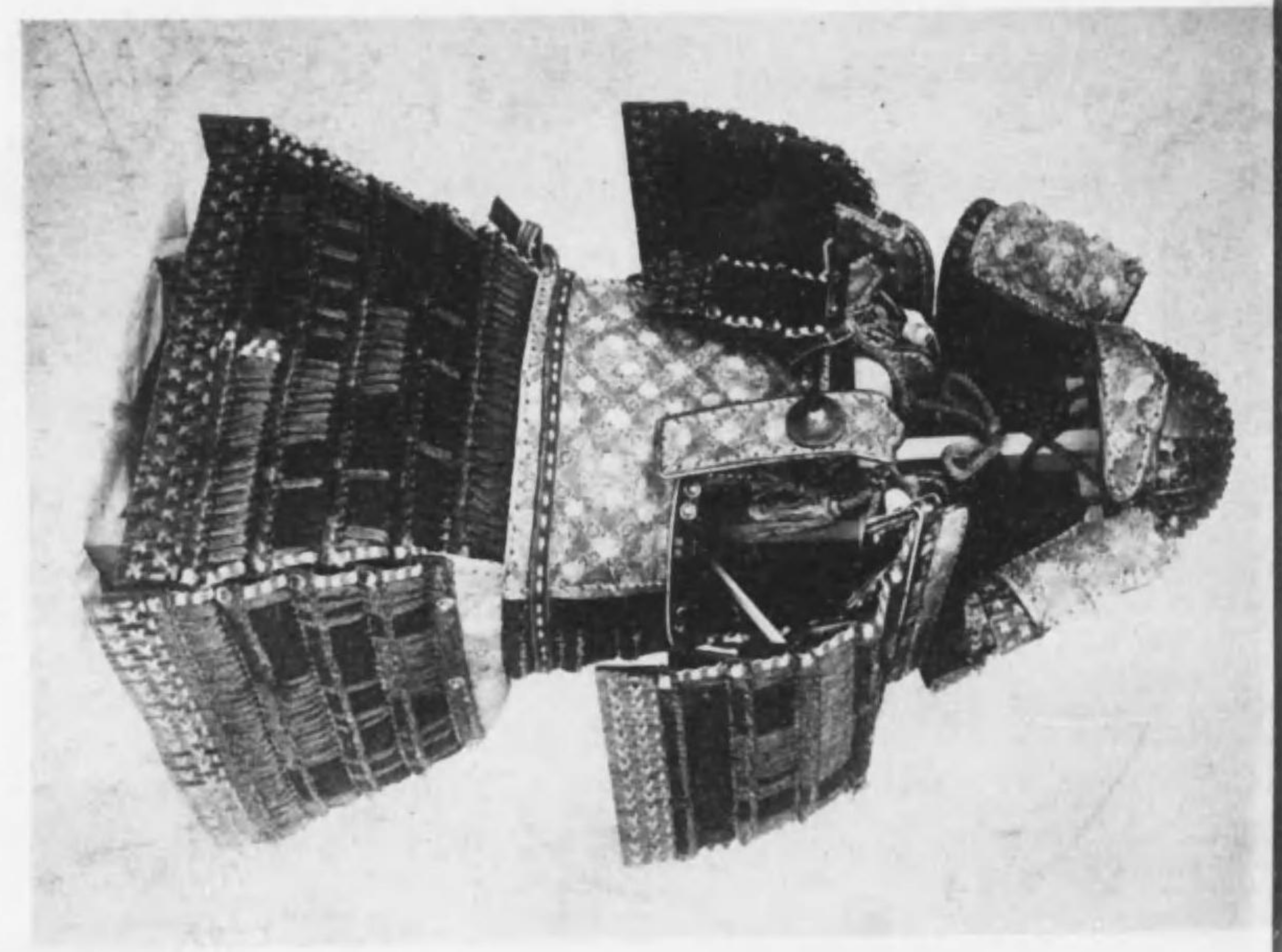
—— 鎌 倉 軒 搦 簾 ——

大 簾 絲 搦

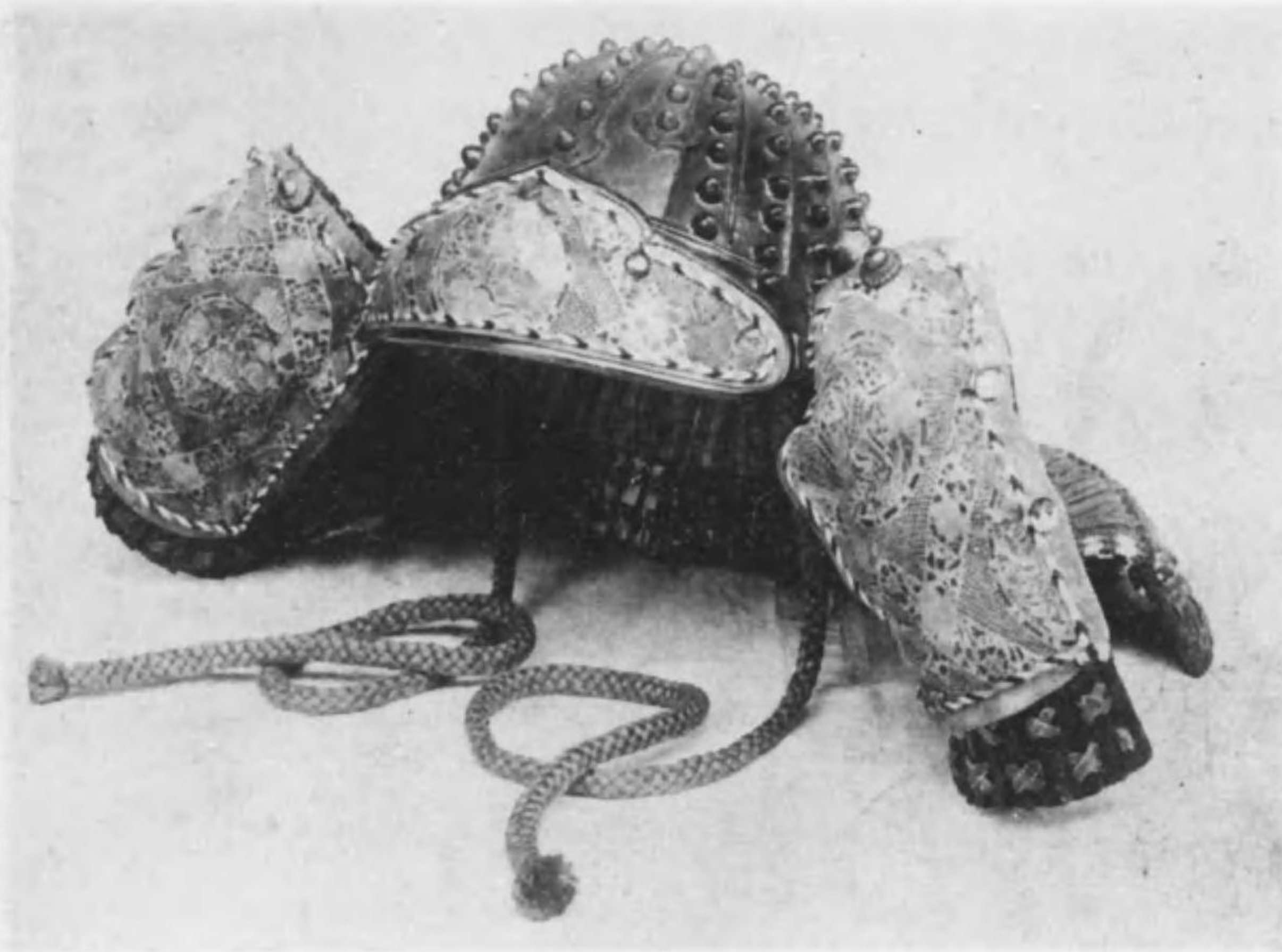
平 重 盛 用



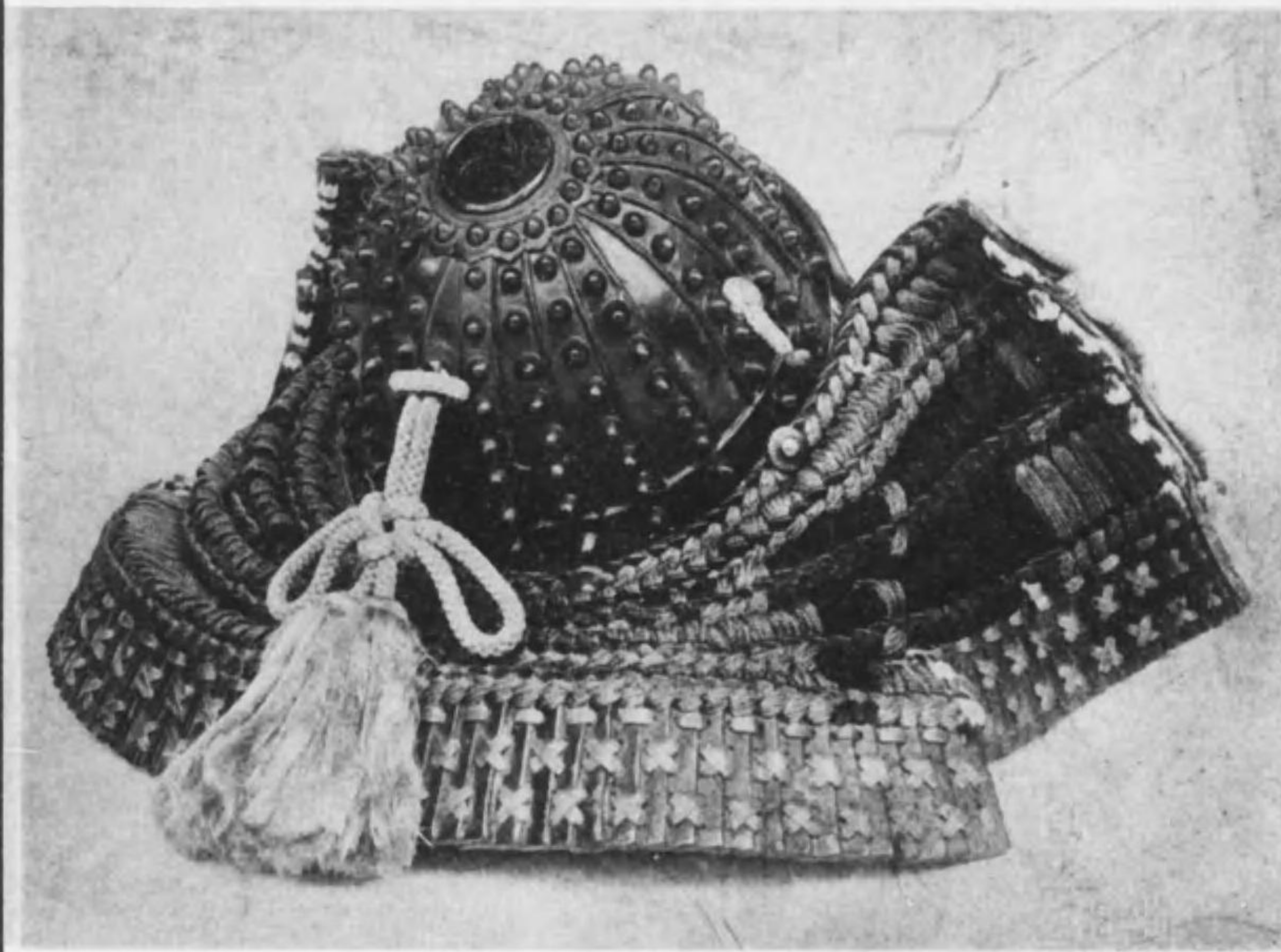
後 面



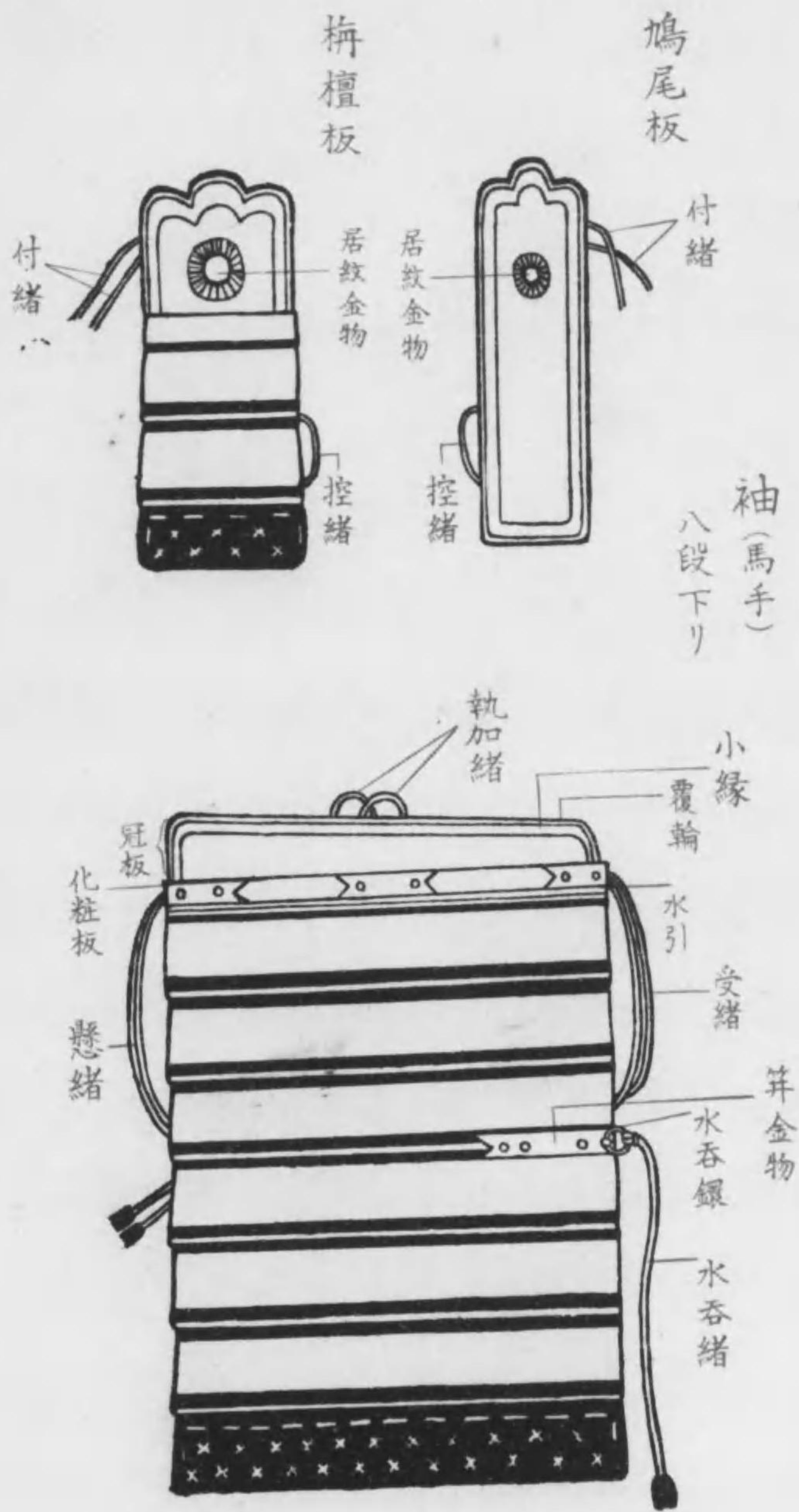
前 面



面 前 兜



面 後 兜



はしがき

本有職故實研究會は最初國學院大學内に於て同好の士を以て組織せられ、子爵河鏑實英先生を會長に戴き、相寄つて研究してゐたのであつた。而してその第一回公開講演會として催したのが、この關係之助先生の「式正の鎧」の御講演である。

先生が斯界の最高權威者であることは、今更駁辯を弄するの必要はあるまい。この先生に、大鎧といふものを専門的に互ることなく、極く平易に素人にもよく判る様にとお願ひして、實物を着用しながら御講話を頂いたので、あつて當日は非常な盛會であつた。この有益なる御講演をその時のみの事として埋らせるのを惜しみ、且つは當日聴講するを得ざりし幾多同好の士にも傳へむが爲、この非常時に於ける贈物としてこの速記録を公刊する次第である。

この大鎧が武具として世界に類のない色彩美を極めた優美高雅なものであることは人も知る處である。此處にも我國民性の一面が顯れてゐると思ふ、若しもこの書が、日本精神鼓吹の一助ともならば、望外の喜びである。

昭和十二年十二月

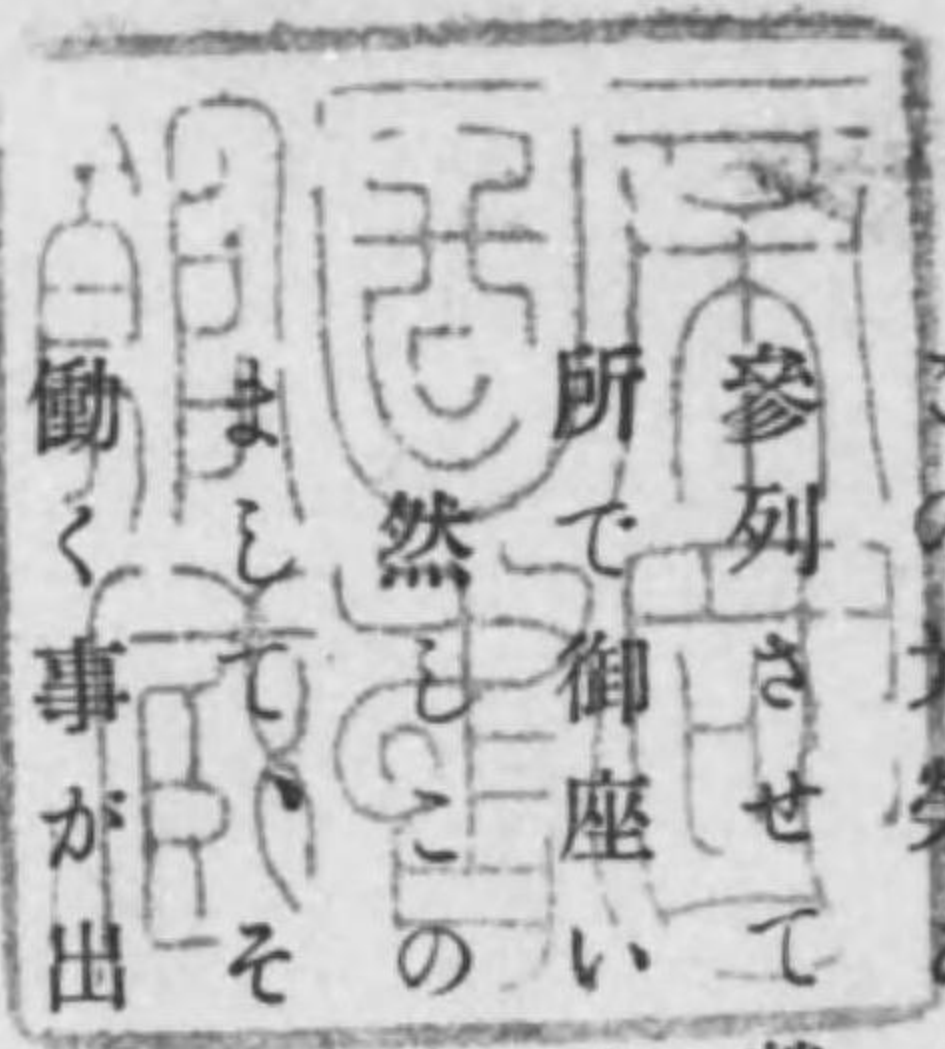
編者 しろす

式正の鎧について

關保之助氏述

只今、御紹介に預りました關でございます。

この光榮ある有職故實研究會第一回公開講演會の日に
参列させて載きました事は、私の深く感謝致して居る
所で御座います。



然もこの御席を穢しました私、最近躰が悪う御座い
まして、その上、歳の關係も御座いませうが、よく立
働く事が出来ませず……、發音も悪く、目も悪う御座
いまして、覚え書きを一寸致したものを見ますにも、
一々眼鏡を掛けなければ見えないやうになりました……
……。マア、お聞き苦しい所もあらうと存じます。又お

話が前後したり、或はお話洩れの所もあらうかご存じ
ますが、前以つて、その事を御容赦願ひます。

今日は、日本の中古の歴史を御覧になりますと四六
時中出て來ます武器の中で、鎧の事につきまして、か
いつまんで申上げようご存じます。

鎧ご一口に申しましても澤山種類が御座いまして、
先づ、上古には「訶和羅」(カワラ)ご申して居りま
した。御承知の通り、日本の古い言葉で御座います。
奈良朝以前には訶和羅ご申し居てりまして、この語源
は龜の甲羅、屋根の瓦は「訶和羅」ご書きまして同じ
であります。斯言ふ名で日本の鎧がありました。そ
の後、朝鮮や支那ご交通するやうになりましたから支
那の鎧が日本へ這入つて参りました。それは「挂甲」

(ケイカウ)ご申しまして、挂ける鎧ご言ふのであり
ます。

詰り、「小札」(コザネ)を重ねて出來てゐる鎧であ
ります。

それから、更に支那から「綿甲冑」「綿襖甲」斯言
ふものが奈良朝時代に這入つて参りました。

これは各々特徴が御座いました爲に、朝廷で採用せら
れる所ごなりました。一時は「挂甲」ご「綿甲冑」が
公式の甲冑ごして用ゐられたので御座います。

然し、從來の「訶和羅」ご言ふ式は、非常に日本人
にはよく合つたもので御座いますから、この三つが自
然に混和せられまして、さうして平安朝の初期に於い
て一種の甲冑が出來ました。それを「鎧」ご申して居

ります。

初めの時代に於きましては、この「訶和羅」と「挂甲」と「綿甲冑」斯言ふ三つのものが一つに成つたものですから、形式が一定しませず、固定しませぬので色々實地に應用してみても、その時その時に應じて改良して行つたものと見えます。

それで先づ一定の様式が出来ましたが、天慶の亂の頃、丁度關東の平將門が下總の國で、藤原氏に反抗致しまして謀叛を起したその時分に、鎧の形式と云ふものが大體定まつて參つたのであります。

更に、奥羽の十二年の合戦で陸奥が亂れまして、頼義・義家の親子が前後十二年の間、征東に向つて居りました。この時分に實戦に使用致しまして、實驗した

結果、改良致す所は改良をして、稍々完全になつて居つたのであります。で、この間に於きまして、——斯うなります間に鎧の中に「胴丸」「腹卷」と言ふものが生れたのであります。實を申しますと、人に依つて説が違ひますが、一番初めは、「胴丸」と言ふ別個の式で出来て居りましたものが、實戦などに用ゐたりして居ます間に、詰り試験的に使つて居ります間に、鎧と云ふもの、方に仲間入りをしてしまつたのですが最初は全然「鎧」とは別個のものとして考案されたものであります。さうして一番完備したものになりました爲に、後世になりましてから「胴丸」や「腹卷」、その他のものと區別する上から、「式正の鎧」(シキシヤウ)又は「大鎧」と云ふ名になつたのであります。

今日申上げますのは、鎧の中の「胴丸」や「腹巻」は姑く措きまして、「式正の鎧」の事に就きまして申す心算で御座います。

只今申しました「胴丸」と云ふものが最も現實的な形だらうと存じますが、もう一つ「ハラマキ」と云ふものが古くからあつたのであります。一寸話が横道へ這入りますが、この「ハラマキ」ですが……。王朝時代に、聖上が京都の紫野、嵯峨野それからまだ遠方まで行幸になり、鷹狩りを遊ばしたその時に、供奉の公卿が「ハラマキ」と云ふものを着用致した事があります。それは多く「腹纏」と云ふ字を書いてありましたが只今までの學者はこれを「腹巻」と云ふ字で書いて居りますが、當時公卿の用ゐた「ハラマキ」の字は「腹

纏」と書くのが本當で御座います。然し實物は「腹纏」と「腹巻」は同じものではありません。現に私の師匠でありました川崎千虎先生も「國華」の中に「腹巻」と書いて居られますが、この字はよろしくないのであります。「腹纏」と云ふ字は、よく本に出て來る字であります。「江家次第」或は「承久記」等云ふ歴史の本の中にもありますが、それを讀んでみますと、鷹を使ふ人が、鷹装束の上から腹に巻きます一種の布であります。詰り、腹に巻きます所から「ハラマキ」と云ふやうになりましたもので、武器としての「腹巻」と言ふのでは御座いませぬ。本當の支那の字は、「勒肚中」と書きます。唯、さう云ふものは用ゐましたが……、形はよく判りませぬが、決して武器で

はないので御座います。一寸、念の爲に御断り申して置きます。

「式正の鎧」を「大鎧」ごも申しますのは、他の各種の甲冑に較べまして、形が大きく見えますのでその爲に「大鎧」ご申すので御座います。形が大きくなりますので、「大鎧」ご申すのでありますが、形の上で申しました「大鎧」の名稱ご關聯致しまして、茲で一寸御断り申上げたいのは、「小具足」の事で御座います。が……。

近來の小説や何かを見ますと、「小具足」を着て斬合つた事がよく書かれてありますが、私、考へますのに、小具足ご云ふやうな文字を、言葉を使つて居ります文士の頭には、大きな鎧に對してそれよりも形の

小さいものを「小具足」ご名付けて使つて居るのぢやないかと思ふのであります。

小説書きなど、そこまで研究して居つたのでは、なか／＼小説も書けぬか知れませんが、これは大變な間違であります。小具足ご云ふのは、「胴丸」でも、「腹巻」でも甲冑に附屬して居ります小さな道具を指して言ふのであります。決して甲冑の小さいご云ふ意味ではありませぬ。これはよく心得て置いて、色々の戦記や記録をお讀みになります。戦記や記録を讀みます。文士などは忙しいから、専門家の説明を聞かずに書くのでその様な間違ひも起す譯で御座います。

今日、不思議に古い鎧が偶然にも残つて居りますのは洵に有難い事であります。御存じの通り、上古から



して神を祀るには武器を用ゐる。さう云ふことが御座
います。太刀を奉げるとか、盾を奉げるとか、弓矢を
奉げるとか云ふ事は歴史を讀んで行きますと、何時で
も出て来る事でありませぬ。甲冑も多分一緒に奉げたも
のでありませうが、極く古い事は判りませぬ。唯、平
安朝になりまして突發致しました平將門の騷動は、實
に上下を擧げての大騷動で御座いました。其時、合
戦の勝利を祈願する爲に伊勢の神宮の金銅の鎧を奉つ
たことが御座います。その金銅の鎧の様式は今日ごん
なものであつたか判りませぬが、恐らく「挂甲」の式
であつたらうと思ふのであります。それが例になりま
して、治承の兵亂に、關東で頼朝、義仲が蜂起致し
まして、さうして京都に攻上り、日頃の敵である所の

平家を亡さうとした。平家は、これに慌てまして天慶
の亂の時に採つた例に鑑みまして、詰り前例を採つて
金銅の鎧を拵へ伊勢の神宮に奉つて戦捷を祈つたので
あります。この時は手違ひが生じまして、金銅の鎧を
拵へるのが旨く行かずゴタ／＼した事が本に見えて居
ります。この時の鎧の様式も判りませぬが、矢張り記
録を辿つて「挂甲」の式に作つたものだらうと思はれ
るので御座います。「挂甲」の式は「小札」ごしては
、奈良の正倉院其他に少々残つて居ります。形の纏つ
たものごしては、舞樂の「太平樂」等に使ひます鎧に
残つて居ります。その輕便になりましたものが、御即
位の時の「挂甲」に残つて居ります。大正天皇様の御
即位の時でも、聖上陛下の御即位の時でも、威儀の官

人が参列する時には「挂甲」を着て居ります。然し、昔の形は段々變化は致して居りますが、先づ、あ言ふ形ものを神宮に奉つたらうと存じます。左様な關聯が御座いました、この獻物以來、朝廷からではありませぬが、その時の有力者が、戦に勝つやうに祈る爲に神様に鎧を奉納すると言ふ例が行はれまして、今日その實例を處々の神社に見るのであります。御承知のやうに神社に古代の鎧が奉納されて居りますのは以上のやうな次第で御座います。例へて申しますと、この近くでは武州の青梅在の御嶽神社、あそこにはいゝ鎧が二領御座います。それから甲州の菅田神社にも名高い鎧が一領御座います。矢張りこれも戦捷祈願の際に奉納せられたものでありませう。段々、西の方へ

参りますと、鞍馬山や春日神社に結構なものが矢張り御座います。又、嚴島神社、伊豫の大山祇神社此等に澤山鎧が御座います。出雲の大社、日御崎神社、斯様な所にも御座います。東北では、磐城の都々古別神社にも御座いますし、陸中の八戸在の八幡神社、昔は櫛引八幡と申して居りましたが、著しいものがさう言ふ所に御座います。それから只今擧げましたのは神社で御座いました、寺にも御座います。これは多く神社同様戦捷を祈つて奉げたのも御座いますが又その寺の何か儀式に用ゐます爲に奉げられたのも御座います。斯様に致しまして、主なる神社や名高い寺には鎧が保存せられて、今日吾々参考になるものが多々御座います。

處で、鎧を奉納致します際に式が御座います。何も書いたものはありませぬが、それを色々の本から綜合したり、或は寺の口傳が御座います。それは、先程申しました甲冑を奉納致します際に「籠手」(コテ)と「臙當」(スネアテ)と「面」は附けて奉げませぬ。これは不文律のやうになつて居りまして、決して奉げないのであります。

鎧も人の體には着けるものでありますけれども、籠手や臙當は手足に着けるものでありますので決して奉げないのであります。全然新調致しましたものでも納めて居りませぬ。

然るに、奉げない事になつて居つたこの籠手や臙當の古物が二三残つて居りますので妙な考を起した人が

ありました。近江の野洲―東海道の線路がありますが、此方から西の方へ向つて行きますと、左に御上神社があります、これと、又姫路ステーションの近くの兵主神社に籠手と臙當が揃つた甲冑が奉げられてあります。この兵主と云ふ言葉は支那から來た言葉であります。祭神はハツキリ私、今茲に記憶致して居りませんが……。近頃、非常に大きな著述をせられた甲冑學者が只今申しました籠手、臙當と一緒に奉げないと言ふ事に對して反對的立場から、兵主神社の例などを捉へまして非常に新説を立て、居りましたが、それは間違ひで御座います。時代が全くその人の主張と違つて居るのです。それで十二か……。自分の新説を成立たせる爲に鎧の入つて居る箱を匿して、社の言傳へ

を採り立て、居りますが、これはよくありませぬ。大變餘談に亙りましたがもう少し附加へて置きます。その社へ奉げられた鎧に今申しまじやうに臙當を奉げてあるから、神社にも臙當を附けて奉げたであらうご云ふ結論を述べて居りますが、私はさうは思ひませぬ。これを良く調べてみますと、お祭の時に稚兒の装束に附屬して居りますもので御座いまして、實用的なものではないのであります。屈伸などを調べてみましても充分でないのであります。それは決して寶物として奉げたのではなくして、祭典の用具として奉げたものなのであります。それからもう一つは、春日神社に義經のものだご稱して籠手があげられてゐるのがあります。で、これも矢張甲冑と一緒に奉げられたものぢや

ないかご云ふのですが、この議論も間違つて居つて、それは春日神社本來の寶物でない。「吾妻鑑」にも出て居ります。興國寺の勸修房ご云ふ寺の和尚さんが義經の學問の先生でありましたが、義經が頼朝に追はれる身ごなり、その寺にも居られなくなつて逃げのびようごしたその時に、義經が形見ごしてその和尚さんに残して行つた籠手であります。それが段々後世に傳つて居つたのが、御維新の時に興國寺が廢寺になつたものですから春日の方へ移つて行つたのであります。決して鎧に附いて居つたものでもなく、又春日神社に元からあつたものでもないであります。それからもう一つ、石上神宮の禁足地から籠手の手甲だけ堀出されたものがあります。これも神寶としてあつたもの

ではないのであります。あそこには色々武器もありませんが、それ等のものは或時代に埋められたものご見られるのであります。神社には今後ご雖も、決して籠手や臙當を附けて奉けないのが故實であります。面を持つて行く場合には「唐櫃」の蓋を裏返しにして持つて行くのであります。動もするご兜を取落すやうな事がありますから、氣を附けなければなりません。室町將軍時代に兜の持ち方を注意して書いた本もあつた位であります。漢國神社に家康公の甲冑が奉げてあります。兜がない。これは可笑しいと思つて聞いてみるごが、御承知の信長公が本能寺で明智の謀叛によつて亡くなられましたその時、家康は堺に居つたのですが、もう恐ろしくなつて奈良、伊賀を経て、さうして尾張に落

ちのびたのです。其時分に春日を通り懸りまして、漢國神社がごう云ふ譯ですか家康を匿つて呉れたのです。で家康はそこへ甲冑を奉げたのであります。元來、家康は三河の田舎武士でありますので、武家の故實もよく知らない。その爲に漢國神社に奉納する際に籠手も臙當も一緒に奉げたのであります。が、兜の取扱ひ方が悪かつた爲に、神社へ持つて参ります時に兜を落したのであります。(笑聲) 洵に不都合な次第で御座います。そこで、一度地面に落ちたものですから、穢れたもの不吉なものごして取つて置いて、前立の大きな齒朶だけを奉げたのです。京都に行つた關東の田舎侍であつて故實を知らない、一附屬品まで附けて奉げたご云ふに至つては武士ごして洵に恥づべき、不謹慎な

能度であつた譯で御座います。ごうしても神に甲冑を奉納致します際には、兜に注意すること、更に小具足の内の籠手と髓當を省いて奉げる事が式で御座います。今日はまさか甲冑を奉げる人も御座いませぬでせうが、それでも古い寶物などを神社に奉げます場合には、矢張り、以上のやうなことを御含みの上なさらないご不可ご思ひます。

此等は本題に這入ります前で御座いましたかと思ひ出しましたから申上げて置まします。

× × × ×

さて「式正の鎧」のみに就て申上げます。この大鎧は、大體、兜と鎧の二つで御座います。分解致して見ますと次の通りであります。

兜 鍔……………これは鍔も書きます。

鎧 袖、梅檀、鳩尾、
胴、脇盾、

附屬品 籠手、
喉輪、
臑當、

附屬品として初めて小具足が出て來るのであります。

× × ×

(兜○帝室博物館所藏を持ってつ登壇、實物につき説明)

兜のこの部分(頭を覆ふ部分を指示す)を「鉢」と申します。頭の鉢が割れたなどご申します、あの鉢と同じ字を書くのであります、これは必ず鐵で出來て

居ります。さうして多くは細い短冊形の鐵で拵へて居ります。又梯形のもございます。これには必ず星がございませぬ。それから正面の所に別の金や銀の金屬をふせまして、劔のやうな形の板をふせて、更に鋳で固めます。之を鎬垂（シノタレ）と申します。さうして直向だけ地板と鎬垂のあるものを「片白」（カタジロ）と申しまして、この片白が後方にも附きますと、これを「二方白」と申します。物語を讀みますとよく出て来る言葉でございます。更に左右二面にも飾りますと「四方白の兜」と申します。斯云ふ譯で、この四方白の間に更に飾りを附ければ「八方白」ともなる譯であります。鉢には頭の上に穴が開いて居ります。この穴は神聖な所と兜ではされて居りますので、その取扱ひ

も慎まなければなりません。まして指などを入れることを禁じてあるのでございます。これを「頂邊」（テヘン）と稱します。關東の言葉で申しますと「テツベシ」と申さねばおさまりませんが、物語などには「頂邊」と記してございます。具足師の方では此所を「八幡座」と申します。「神宿八幡」（カンヤドリハチマシ）と申しまして、尊い所とされて居りますから、手など突込んではいけません。所が、昔はそんなことは平氣で——平常は尊い所であるといふことを意識して居りまして、戰場などに出て忙しい時にはそれ所ではありませぬ。後三年役の繪卷に、この穴から指を突込んで頭を搔いでゐる繪があります。（笑聲）それから、戦で組打をする場合にも膝で両手を抑へて、八幡座に

手を掛けて、グツと持上げて首を切つたご云ふやうな
 ころがあつたらしうございます。人の家へ兜を觀に行
 つた時でも、決してこの穴へ指を入れて向きを直した
 りなごなさらぬやうに、さう云ふころは、慎まなけれ
 ばなりません。 (笑聲) それから、響穴 (ヒキノア
 ナ) と申しますのは、これも具足師が附けた名でござ
 います。武家の方で附けた名ではございませぬ。こ
 れは昔、そこから兜の「かぶり紐」「兜の緒」を出し
 た穴でございませぬ。兜の紐は別に附いて居りまして、
 八幡座の後に銀がございまして、あけまき 総角が附いて居りま
 して、「総角の環」或は「笠符 (カサジルシ) の環」
 と申します。つまり「笠符」と云ふ一種の飾を附ける
 環でございませぬ。

鉢の方は此位にして置きます。

前の方に「眉庇」 (マビサシ) がございませぬ。

これは染革で包みまして、縫ひまして飾を着けます。
 覆輪で金をつけます。この兜にも必ずありますが、後
 世の具足になりますと、その角度が違ひまして直角に
 なつたのがございませぬが、昔は鉢の勾配に従つて下つ
 て居りました。この眉庇といふ言葉は中古からありま
 す。

次に「鍬形」でございませぬ。本を御覽になりますと
 色々昔から出て居ますが、之は兵力を加へると云ふ意
 味で、大將は斯云ふものを使つたと申しますが、何ん
 でこんな形になつたかと云ふ説明はございませぬ。加
 へると云ふ言葉から斯云ふものを使つたとも言はれて

居りますが左様ではありませぬ。又、水慈姑の葉と云ふことも申されて居りますが、さうでもございませぬ。それは自然にさう云ふ形になつたのだと考へられるのでございます。鍬形と申しますのは、一番初めに申しました訶和羅——日本風の鎧を訶和羅と申しました——その訶和羅の兜の鉢の上にこれに似た鐵の小さいものが三本附いて居りますが、これが後々變化して大きな飾になつたものぢやないかと私は觀て居ります。この觀察は關の考へだけでありませんが、世間にもつとよい觀察をして居る方も居られませう。斯云ふ形になりましたものは今國寶になつて居りますが信州高井郡の清水寺せいすいじといふ寺にあります坂上田村麻呂の鍬形——これが實に古風なものであります。書物を見ましても

之を使つたのが出て參ります。田村麻呂、義家、古い所では日本武尊の戰の際にこの鍬形が出て參りますが、田村麻呂の鍬形は非常に來歴のよいものであります。且正しいものであります。現存中の鍬形の一番古いものであります。唐鋤からすきの鐵で出來て居ります部分はずして見ますと良く判ります。鍬形の鐵の部分くわを「鍬の形」と申して居る所もあります。或學者などは、鍬形は北海道の蝦夷人の寶物に「鍬先くわさき」といふものがある。あれは神聖なものであるので、それを眞似て作つたものであると云ふ説を出して居りますがそれは反對であります。これは利器を拵へることを知らない未開の蝦夷人が金屬の彫刻も知らない。工藝的能力が無かつたので、畢竟は日本人から鍬形を貰つて行つて

御祈りしたものです。それが偶々古風なものが残つて居りました爲に、北海道の蝦夷人の鍬先が元であるといふ考へをして居るのでありますが、日本の古い武器を研究すると、さう云ふやうな考へは起らないのでございます。

次に「鞆」(シコロ)のお話に移りますが、鞆は小札で大概五段であります。五段の鞆を古い記録では五枚鞆と申しまして、又外に四枚鞆、三枚鞆もございまして、或る時代は二枚もありました。先づ五枚鞆が本當でありまして、その両端が折返しになつて居ります。これを「吹返」と申して居ります。「吹返」と申しますのは、風で吹返されて居りますものを見て云つたのであります。「五枚鞆」の場合には一段を廣くして

——これを「菱縫板」(ヒシヌヒノイタ)と申します。が——あとを「四ノ板」「三ノ板」「二ノ板」と云ふやうに名付けます。菱縫板は染革で包んであります。鞆は何んの爲にあるのかと申しますと、単純な飾ではございませぬ。いざ合戦と相成りますと、太刀で斬り合ひます。で、馬に乗つて居りますから進みます際に左を入れて兜を傾けて行きます。詰り兜の左側にある鞆、これを頼つて鞆を傾けて防備の姿勢で、左を入れて突進する譯でございませぬ。宇治川の戦で、餘りに傾け過ぎたので頂邊の穴を持たれて落されたと云ふ事もある位です。(笑聲)吹返は二重になつて居りますから、矢が來ても大丈夫のやうに特に大きく出來て居ります。それから吹返の立派なものには「居紋金物」(

スエモンカナモノ)を使つて飾ります。

鞆をもつて行きます一番上の板を「鉢付板」(ハチツケノイタ)と申します。物語にも、「強い弓で、矢が眉間から鉢付板に至つた」と云ふことがよく出て居ります。

それから兜の紐ですが、後世になりまして鉢から附けますが、昔は響穴から附けたのであります。あまり永くなりますから唯簡単にさういふ沿革を有つて居るのだといふことだけを申上げて置きます。

兜の鉢の大きさは時代に依つて違ひます。殊に鞆の勾配も違ふのでございます。帽子の鍔のやうに狭いものもあります。眞直ぐに下つたもの、平たくなつてゐるの、その時代々に依つて鞆の形は一定致して居り

ません。これは戦術の變化から來た結果でございまして、例へば一番先には首を斬れないやうにとの考への下に拵へられたが、刀で鬪ふやうになつてから「笠鞆」(カサジコロ)が生れたのを見ても判る譯であります。その爲に又、元龜、天正の頃からは、極く眞直ぐな鞆になつてしまひました。嘗に鞆に限らず、鎧に致しましても、總て形式の變化と云ふものは、常に戦術の變化に伴つて推移するものでございまして。事實、總ての武器が變つて參つて居ります。或は兵器の工夫から戦術が變ることとございまして、これは因果關係があるのであります。「尊草紙」(ヌナハサウシ)と云ふ多田義俊の書いた本の中に、清盛が兜を後向きにかぶつたのは、鞆を折釘で掛け外しにして居たから鞆を

付けないのをかむつたのだと云ふやうな事を云つて居りますのは、之は義俊の附會の説でありまして、採るに足らぬことであります。

鉢の裏に、「裏革」が張つてございます。そしてこの裏革はバク／＼して居ります。昔はこれがびつたり糊付にされて居つたのでありますが、これですと直接打撃が参りますので（笑聲）その後裏革はバク／＼に致し置くことに相成つた譯であります。で浮かして張りますから「浮張」（ウケバリ）と申して居りましたが、後にはこれを「受張」と云ふ字を使ふやうになりました。後三年の繪卷を御覽になりますと、鉢の裏側に白い布を四方に出して被つた繪が出て居ります。



上圖の如きものは、後三年の繪卷だけにあるやうでございます。受張の無い時代には、手拭の様なもの鉢の中へ入れて被つたり、或は風呂敷の様なものを入れたのですが、被るに下つて來たり、又被つた時はよいが、程なくして歪んで來たり致すのでございます。

大體、兜の方はこの位に致しまして、次に胴の方に移ります。

× × ×

訶和羅云ふ古い式のもの、胴丸も腹巻も前か後で合せます。式正の鎧になります。必ず兜、袖、小具足までを具足して居りますが、腹巻は籠手や臙當等の小具足をも添へませぬ。簡單なものであります。胴は周圍の四分ノ一だけがございませぬ。あごは脇立を以つてこれを被せます。つまり自由に戦が出来るやうになつて居る譯でございませぬ。これが鎧の特徴でございませぬ。元來、胴丸や腹巻は、「草摺」(クサズリ)が七間八間に割れて居ります。所がそれでは歩く人には歩

きよいのですが、馬に乗つて戦をする人には、アキが多くなりまして都合が悪いのです。股を開くこともありません。その開いた部分を何かで覆はなければなりません。それで草摺の代用に鐵の板をぶら下げたりした時、ございませぬ。面白い事には、神功皇后様が三韓征伐の時、應神天皇様がお腹の中で大きくなつて居られましたので、それで鎧を着るさいけないさいふので、武内宿禰さいふ者が甲冑を拵へた。それが甲冑の元祖であつて、その時に「脇盾」(ワイダテ)云ふものを着けた。それから此の脇盾云ふ物が出来まして神功皇后様の後にも用ゐられたと申すのであります。これは挂甲が少し這入つた時代であります。脇盾だけの鎧云ふものはありません。それは全く具足師の

申したことに過ぎないのでございます。畢竟は大きな草摺を着けると云ふ譯から脇盾を拵へたので、草摺といふ言葉は、野山を行く時に、裾の方が草に摺れること云ふのでこんな名前を付けたのであります。徳川時代になりますと、立つて居つて鎧の寸法をこらせましたもので、之は實戦に用るませぬので馬に乗つた時の草摺といふものは判らないのであります。立つて居る場合にはよいと思ひましても、大きいか小さいかはやはり馬に乗つて戦つて見ないと判らないのであります。之が大き過ぎますと、馬に乗つてから鞍を締める事が出来ませぬ。或は鎧の上で腰を立て、弓を引く場合等に足を動かす事が出来ませぬ。之は余談に成りますが川中島の戦で謙信が両手で以つて太刀を振つて人を斬

て居つりますが、あれは馬の上では自分がのめつて落ちて了ひます。草摺の大きさは、畢竟合戦に臨んで着けて見なければ判らないのであります。徳川時代のものは形に於てもいけないのであります。草摺の紐の結び方も昔と今とでは違つて居ります。

鎧の胴は、四段に出来て居りまして、胴を廻してある所を「長側」(ナガカハ)と云ひ或は「衡胴」(カブキドウ)とも申します。それから上の二段は、胸の巾だけの寸法の「胸板」(ムナイタ)と云ふものを着けます。その縦の間、詰り胸板の間を總革で包んで居ります。之を「化粧板」(ケシヨウノイタ)と申します。この包革に、薄いものでありますが、菖蒲を染め出して居りますので、「菖蒲韋」と申して居ります。

化粧板の下の方に裝飾の爲に、紅、白の色のついたものをに入れてあります。その爲に後世は之を水引のやうである處から「水引」と申します。之で全體を染革で包みます。その包んだ所を「弦走革」(ツルバシリノカワ)と申して居ります。この名は、弓を引く時に小札の頭に弦が引つかゝるのを防ぎます爲でありまして、鐵では却つてよくないのであります。それから胴は開くのではなく、必ず割れて居ります。之は馬に乗つた時、草摺に引つかゝらぬやうにしてあります。極く古いもので、源平以前のものになります。四段の草摺になつて居りますが、その他は必ず五段になつて居ります。馬に乗る爲に前後を左右より短くしたもので、四段五段と左右が五段であれば前後が四段といふ風

になつて居ります。それから左の、即ち敵を射る方を「射向板」(イムケノイタ)と申し又弓を持つ手の方にありますから「弓手の草摺」と申します。其處に付ける草摺の糸は「威」であります。此の弓手の草摺は革で附てありまして、之は「蝙蝠附」であります。何故こんな事をするかと申しますと、糸では穴が平均して行きますせぬ爲に革を附けます。

「太刀懸板」(タチカケノイタ)と申しますのは物語などに、「兵具鎖の丸鞘の太刀に、虎の皮の尻鞘かけたるを太刀懸の半に結びてさげ……」等とありまして、太刀の當る所でありまして太刀懸板であります。次は化粧板、これも前と同じやうであります。それから鎧では胴丸の上の所を「肩土」(ワダカミ)と申し

四〇
ます。字は肩上と書くのが本義であります。「綿嚙」
(ワダカム)と書いて居りますが肩上で宜しい。その
肩には蒲鋒型の板を立てます。これを「障子ノ板」
と申します。貞丈なんて言ふ學者は頸の骨を射られな
いやうに頭が飛ばないやうに言ふので附けたと申し
ますがそんなに力のあるものではありませぬ。障子ノ
板の所には「茱萸」(グミ)と言ふ輪がで、金物で出
來てゐる、その先の方の紐の所に「鞆はこ」が出て居る所
を「高紐」と申します。勿論この外の所にもあります
。それから脇盾の後の方の胴を附ける所に化粧の板が
ありましてさうして一番上の所の板を「押付ノ板」と
申します。「胸から左の手を入れて」と云ふ形容詞の
あるのは此處であります。その次には「逆板」(サカ

イタ)ですが、これは腹巻や胴丸にはないのでありま
す。大鎧に限られてゐるのです。馬の上で戦をする時
に頸を伏せて矢を通してしまふ、それから馬の上で頸
を伏せて行きますと脊中を射られますから上下に跳上
らないやうに引張つてゐる、腰の草摺と同じです。鎧
に限り有るものは「梅檀板」(センダンノイタ)「鳩
尾板」(キウビノイタ)、これは兩方共梅檀板と言つ
たのであります。後には形が違つてゐる爲に「梅檀板
」「鳩尾板」と云ふ二つの板の名になつたのでありま
す。なぜこんなものを附けたかと申しますと西洋の古
い甲冑にも矢張り革で下げたものがあります。胸の中
は廣くて六寸位でありますから初めから廣くしたら宜
しいがそれが出来ないのであります。それは弓を引く

矢を弓にかけて引くご胸の筋肉が動くもので一致しません爲に袖の間があきます。その隙間を護る爲に下げてあります。これは少し長くして内側に稍々丸みがある勾配を充分付けてあります。

それから「脇盾」ですがこれは小具足の中に入れて勘定するが普通であります。

袖、これは兩方ありまして弓手の袖、馬手の袖があります。袖には金物が付けてありまして一尺三寸位の大きな袖を附ける。それはどう言ふ譯か云ふご楯や槍を持つて伏せ乍ら戦をしますから日本人は盾を附けます。「鎧の袖を揺りかざし」云ふ形容詞があります。それから自分で矢を射、或は太刀打をする時に袖が後ろにいつてしまふので充分に緒を付けてその楯の

爲に大きな袖を附けます。楯を手に持つのでなく肩にぶら下げてる。西洋人は手に持ち日本人は肩からぶら下げます。珍らしいのは戦の時に袖をこつて弓を引く時があります。周防の岩國の吉川子爵家に片袖の鎧があります。それを用ゐたのは後世の具足であります。左だけ造つて付けてゐる。此の例は特に少いのであります。古い時期にはあの家は毛利さんと同じで鎌倉時代からの家柄でありますから徳川時代のもものは違ひまして古い家柄の家には古い良いものが残つて居ります。

それから「籠手摺」(コテズリ)ですが、これは籠手の摺れないやうに腕を働かしますごガラ／＼します。それを防いだものであります。それで革を附けたの

であります。それは「箆腰」(エビラ)に澤山矢がさしてありますがその矢を射る時に鎧の袖で抜き出す事が出来ませぬ。袖の板の間に嵌るやうな事になるご自然手の運動を妨げ矢を抜き出すにも具合が悪いので革を附けたので矢摺の革ご申しまして眞の効用を忘れた時分に附けた名で御座います。面白い事には先刻御覽に入れました「故實叢書」の中に鎧着用之圖がありませんが袖の籠手摺が右の方の後につくべきのを左の前から見たのでもあるやうに書いてある、それは洵に蛇足を加へたものであります。後世の人は誤解して本當の事を知りませぬから本當にしてしまつたので御座います。……、小具足は陣中に居ります時ごそれから出陣する前に一寸したもののだけを身軀にごり附けて居ります。

す。

直垂は着物ですが鎧の下に着て居りますが臑當、籠手、を附け脇盾ご喉輪を頸に附けて其の他は用意の爲に準備して置きます。いざ出陣と言ふ時は鎧を着て出かけますが小さい道具だけをごり附けてある所の有様を「小具足の出立」ご申します。甲冑でなく小さいものを小具足ご申します。

それから鎧を着る次第は面白いのは「群書類從」の中の武家部の「義貞記」に言ひ傳はつてある故實ごして嗜むべき事がありますが如何にも義貞らしいところが書いてあります。討死の前に妻君ご戀々したりしないで歌を讀んで出陣したと言ふ……さう云ふ人らしいのであります。室町時代の人が書いたのがありますが

その中に義家が鎧を着る次第と云ふものが書いてある。義満頃には鎧があつたが少なかつた。それで着る順序等も書いたものがないものでありますから、誰か、書いたものを種にしたものか判りませぬが「體源抄」と言ふ本があります。東大寺の中にも義家の鎧を着る次第が書いてあります。源義家と云ふ人は戦に出る時には「陪臚破陣樂」を奏しそれを聞いて出て行く、笙、箏、篳篥、を吹きますと舍毛音と云ふ音が出て来るので、さうすると、戦に勝つと云ふ事になつて居ります。宮内省の樂部で聞いて見ましたが判りませんでした。昔からさう云ふ言ひ傳へがあります。と云ふ事が「群書類從」に載つて居ります。その順序も伊勢貞丈の後に著したものにあります。故實叢書の中には違ふも

のがありますが先刻其處に差し上げた甲冑着用圖といふものがあります。諸君に切に申上げて置きますが、多田義俊の今迄に書いたものには間違がありますから御注意申して置きます。

それでは順序だけでなく鎧を着る事を皆様に御覽に入れます。これは鎧着用次第で御座います。兜を被つて馬に乗るのであります。鎧は今日しまふ時に紐をこいて櫃に入れるので御座います。昔は此の儘でしまつておいたものであります。今昔では扱ひ方が違ひますが本當は必ず居間に造つたまゝしまつて置くのが實用時代である事を御注意しておきます。總べて物を附けます時分には左を先に右を後にするのであります。もう一つ大事な事は今日馬の乗り方は西洋風の乗

方ご日本風の乗方ごで違ひます。それは西洋では馬の首から前に手綱をして左から足を前に股ぎます。所が日本では逆で御座いまして右の方の鎧に足を懸け右の方より股ぎます。左の方からを打越ご申します。何故さう云ふ區別を日本ご西洋ごするかご云ふごごうも判らない。恐らくは西洋では刀が左にある關係であらうご存じます。左は後に戻るごいふので日本人の御幣擔ぎの結果だらうご思ひます。それは暇のある時の乗り方で戦場で馬から落ちた時等敵の馬をごつて乗る時なごさうした區別は出来ませぬ。今の軍人はごちらからでも乗ります。兜の鉢の頂邊の穴から指を入れてかき廻すご同じ様に……作法の時はより形よく乗つて打越に、さうして手綱揃をするのであります。

次に鎧着用次第に移るので御座います。

(實演者入場)

義貞記所載義家朝臣鎧着用次第

- | | |
|------------------|-----------------|
| 一 番 浴 衣(タフサギ) | 二 番 小 袖(コソデ) |
| 三 番 大 口(オホクチ) | 四 番 亂 髪(カミチミダス) |
| 五 番 鉢 卷(ハチマキ) | 六 番 弓 懸(ユガケ) |
| 七 番 鎧直垂(ヨロヒヒタ、レ) | 八 番 脛 巾(ハハキ) |
| 九 番 括 (ク、リ) | 十 番 髓 當(スネアテ) |
| 十一番 頬 貫(ツラヌキ) | 十二番 脇 立(ワイダテ) |
| 十三番 手 蓋(タオヒ) | 十四番 鎧 (ヨロヒ) |
| 十五番 刀 (カタナ) | 十六番 太 刀(タチ) |
| 十七番 征 矢(スヤ) | 十八番 弓 (ユミ) |

猶此外ニ鞭、扇アルベク又中門廊ニ出デ、乗馬ノ前

ニ兜ヲ着ルベシ

—(實演)—

一番の浴衣—これは只今の六尺禪の事でありませうか
らカゲでするので省きます。

二番の小番袖—これは筒袖の事ではありますが、これ
も平常着てゐるのですから省きます。

三の大口—極く短い袴です。河鰭先生が装束の方で
御話になります極く短いもので御座います。西洋の猿
股の様なものであります。マア、肌に附ける袴ごと思
ひになるこよろしい。

四番の亂髪—これまではカゲでありますから……。
亂髪は、或時代には髻を切つて下げます。これは室町
時代、源平、鎌倉時代にはない風であつたのでありま

す。亂髪ご鉢巻の間に烏帽子を被らなければならぬの
であります。これは昔は四六時中被つて居つたので
ありますから附いて居りませぬ。只今は烏帽子がある
心算で御覽下さいませうやうに。

五番に鉢巻を致します。

六番の弓懸—これは弓に使ふ許りではなく馬に乗る
人は左右兩方に致します。革の手袋に紐が附いてゐる
と思ふご宜しいでせう。

七番の鎧直垂—これは特殊の直垂であります。大凡
そ源平時代から用ゐられたものであります。普通武士
の着て居りますのには菊綴きくぞうを附けたのです。鎧直垂を
着ますに最初は袴から先に附けます。袴を「下」ご申
すのですが、これを着ます時には、先づ左足を入れま

して次に右足を入れるのです。その次に上を打かけまして襟と腰を整へましてから、下を引上げまして腰を結んでから、上をその内に結び止めるのであります。結び方は後で結ばず必ず前で結びます。私も幼少の頃袴の紐を後結に致しまして、よく父から叱られた事があります。紐は前結に必ずします。後結は切腹をする時であります。新宿邊を歩き廻つてゐる學生の中によく袴の紐を後結にして遊び歩いてゐる者が居りますが、それらの學生は皆切腹をする仕度で歩いて居るのであります。(笑聲)

八番脛巾です。脛巾は向ふ髓から當てます。これが本當の式です。足の太い細いに依つて後が割れます。早く申しますと脚絆であります。京都の大原女が脚絆

を當て、居りますがこれも脛巾でせうか？ 脛巾は左から當てまして、それから右方を致します。

九番括は鎧直垂の「籠括」(コメク、リ)を締めるここであります。下は膝の下で結びまして又上は左の袖を片ぬいで腰にたゝみこみます。右の袖括には指絲の締を作りまして中指にかけて置きます。胸紐は懐に入れます。直垂の裾は必ず籠手に致さねばなりません。直垂の裾を多く括紐で外で結んで居りますがそれは必ず籠手にしなければならぬのであります。これまでが九番の括です。總べて武具を着けます際には左から右で順序は下から上へ着けて行かねばなりません。これを英國風にやりますと右から左へなる譯です。一寸、横道へ這入りますが、馬に乗るのも西洋風に乗

ますのご、日本風に乗るのごは先程申上げたやうに違ふのであります。

十番髓當―これも先づ左を着けましてから右を附けます。

十一番頬貫―これは只今の靴です。これを着用致しますのも矢張り左から右と云ふ順序で参ります。又緒の結び方は左右を引違へまして、足の裏から甲に引き廻らせます。そこで左右取合せて諸縮（モロワナ）に結ぶものであります。これは關東に於きましては珍しいものであります。これは京都、大和、伊賀に参りますご牛や猪の皮で拵へたものを履いて居ります。で「ツラヌキ」ご云ふ名前ですが、麻糸で斯云ふやうに貫抜いて居りますから「ツラヌキ」ご申します。又、巾着の

やうに括りますから、巾着頬貫ごも申されて居ります。猪、豹、虎の皮で拵へられたのもありますが、日本の武士が用ゐましたのは多く熊の皮であります。

十二番脇盾―これは時代に依りまして紐の附け方が違つて居ります。徳川時代には一本の紐を長くして褌をかける様な風に致します。只今博物館にありますのも徳川時代の様式を採つてやつて居ります。

十三番手蓋―「タオヒ」或は「テカヒ」ごも訓ませて居ります。後世になりまして「手鎧」ごも「臂鎧」ごも記して居ります。極く上古には「手纏」(タマキ)ごか「覆臂」(タオオヒ)ごも申して居りました。今日では手を覆ひますから籠手ごも申して居ります。が以上申しました名稱は何れも「手を覆ふ」ご云ふ所

から来て居ります名稱でありまして字は夫々違ひますけれども皆同意義であります。これら太刀打を専らにする士卒は兩方に附けて合戦致しますが、侍以上になりまして弓を引くものは手蓋は左だけ着けまして弓を引くに自由に致す譯で御座います。式正の鎧に於きましても左だけ着ける事に致して居ります。斯言ふ時は直垂の左の袖をはだぬぎまして、その袖を疊んで懷に押入れるのであります。

これまでが小具足であります。これで「喉輪」を懸けるのであります。マア……これまでが小具足でありまして、これは近古以來の事で、古くはこの喉輪を用ゐなかつた様です。

以上を「小具足の出立」と申します。で、この「出

立」は陣中休憩の場合でありますか、或は行軍間等で見る所であります。いざとなれば何時でもこの上に甲冑を附けて完全な武装となり得るやうに致しまして準備して居ります出立であります。

十四番鎧——鎧は大將が着る時は手を下さず着^{きせて}手が二人掛でやるのであります。鎧に依つて違ふ場合もありますが梅檀、鳩尾の兩板は上の緒を以て綿嚙の高紐の根に強く結び付け、これから鎧を體に付ける譯であります。左の高紐は懸合せたま、左の手を通して置いて右の綿嚙を後から肩にうちかけ右方の高紐をかけ合せて次に「引合の緒」を結びます。「胴先緒」(ドウサキノヲ)をしめます。この紐の結び方は色々あります。昔はこの「胴先緒」だけで鎧を着て居つたのであり

ます。ですが「胴先緒」だけで鎧を着ますと、シマリがよくありません。又その上「腰刀」(コシガタナ)を差す場合に具合が悪いのであります。で、後に「上帯」(ウハオビ)を着ける様になつたのであります。斯言ふ様に前で結びます。この上帯は布又は絹で拵へてあります。徒歩戦も行はれる様になりますから更にこの先緒だけでは腰の締りが悪う御座いますから更にこの上帯を以て締める譯です。結び方は前よりあて、左右取違へまして前で結び餘りを押込めて置くのであります。そして刀を差すのです。

十五番刀、次に「腰刀」^{コシガタナ}を差します。只今結びました上帯に差し下げまして緒は鞘に巻きこめるのであります。刀は前の方へ出る様に差します。

次に十六番太刀—これは源平時代頃から盛んになつたものであります。鎌倉時代に出ました本の中には、この刀をその當時佩用する事を禁じて居るやうに出て居ます。三度か四度禁じられたやうで御座います。これは兵具鉤と申します。兵庫から云ふのでこの字が出たのでせう。「ヒヨウグダサリ」と讀みます。本字で書きますと、この鉤の附いた太刀を「兵具鉤の太刀」と書きます。鉤は日本でも古くから使はれて居りました、この太刀に用ゐます事が一時大變流行した事があつたのであります。太刀は左脇に當てまして緒を胴に引廻らせまして長い方を太刀の二の足に引通して前で結び合せます。さうしても餘りがありますれば、おしこんで置くこと云ふ事になつて居ります。今の

兵具鉤ですが、これは一つの銀に二つの輪が續くのであります。「群書類從」の「類聚雜要抄」の中に兵具鉤の大變金をかけて作つたものが書いて御座います。丁度只今軍人の用ゐられて居りますのもあれが附いて居ります。兵具鉤に手をかけて居る事も出來ますし、手綱を持つて居る時には肩にかけて置く事も出來ると云ふので大變都合のよいものであります。

次に十七番の征矢——これは「スヤ」云ふのでありまして「征矢」と申す字は支那から來たもので日本の言葉では「スヤ」と云ふ意味で御座います。それは十六本でありまして頼朝の幼時は九本しか差して居りませぬ。普通は十五本十六本時に二十本差す場合があります。征矢を差しますものを、「籐腰」(エビラ)と

申します。これに矢を盛りまして「矢束」(ヤタバネ)したものを右の腰にあてまして腰緒を以て左腰に引廻らせその長い方を籐の懸緒にかけまして短い方と取合せて結ぶのであります。

以上で宜しいのであります。唯普通には扇を用ゐます。これまでは陣中でやりませぬで自分の家でやります。人に手傳つて貰つてやる譯であります。出陣の前に酒を飲みます。凱旋を歌つて乾鮑、勝栗、昆布を食へます。それが總べて済みましてから中門廊に出て乗馬と言ふ運びになるので御座います。この出陣の際に女が見送りに出て参ります事は後世禁ぜられて居りましたが、後三年の時には妻君が窓からのぞいて居る繪が御座います。

兜は中門廊に出て馬に乗ります前に着するのであります。出陣の際は主將は主殿（シユデン）より中門の廊に打出まして馬に乗るのです。その時に兜をかぶるのが故實であります。

尙、かぶり方は「烏帽子」を左右何れかに折りましてその上にかぶるのでありますが兜の緒の締め方は時代に依りまして相違が御座います。

馬に乗る人は、この時、鞭を持つ人は鞭を持つのであります。鞭は手に貫き入れます。すぐ打てるやうにしてあるのです。

次に十八番弓―それから弓を執るのであります。左手に握（ニギリ）を持ちまして弦を下にして携へるものと致して居ります。弓の携へ方でありましたが立つて

持ちます時は弦をかゝへこむやうにして「上弭」（ウハハズ）を右の方へ傾けて持ちます。歩く時には弦を下に致しまして、ぶら下げて歩くのであります。馬に乗ります時には握を持つて顔に當らないやうに弦を上へ向けて持つて参ります。

床几は有職の方では附けます。さうして腰を掛けるのが本式であります。その上には敷革を置きまして腰を掛けるのであります。腰の掛け方は床几一杯に掛けませずシリの端を一寸かけて腰を下すのであります。「足半草履」は鎌倉時代の初めから南北朝の初めにかけて使はれたものです。

これで一通り出来上つた譯で一軍の大將が出来た譯です。床几の事に就きましては又その中に河鯖先生か

ら御話がある事で御座いませう。
 色々まだ申上げ足りない所もある様な気が致します
 が又申上げ度い事も外に御座いますが大分時間も経過
 致したやうで御座いますから此の邊で終る事に致し度
 いと思ひます。發音も悪く御聞き苦しい所や何か御座
 いましたでせう。御質問でも御座いましたら御遠慮な
 くお聞き下さいますやうに。……ではこれで失禮致
 します。(拍手)

昭和十三年一月廿日印刷
 昭和十三年一月廿五日發行

体本
 奥附印

發行所 京都市河原町二條下ル 人 文書院 電話上二六四六番 編者(東京二六四五九番 小阪六二一六三番)	正式の鑑		定價 金壹圓
	著作者 有職故實研究会 代表 小川省三	印刷人 夏地富三郎 <small>京都市島島九太町下</small>	

304
100

終